

愛媛県国民保護計画

平成30年7月変更

愛 媛 県

目 次

第1編 総論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	2
2 県国民保護計画の構成	2
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	3
4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
1 基本的人権の尊重	4
2 国民の権利利益の迅速な救済	4
3 国民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
5 国民の協力	4
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	4
7 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の 的確な実施	5
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
9 県地域防災計画等の活用	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	12
第4章 県の地域特性	13
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	22
1 武力攻撃事態	22
2 緊急対処事態	23
第2編 平素からの備えや予防	27
第1章 組織・体制の整備等	28
第1 県における組織・体制の整備	28
1 県の各部局における平素の業務	28
2 県職員の参集基準等	28
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	30
4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	31
第2 関係機関との連携体制の整備	32

1	基本的考え方	32
2	国の機関との連携	33
3	他の都道府県との連携	33
4	市町との連携	34
5	指定公共機関等との連携	35
6	ボランティア団体等に対する支援	35
第3	通信の確保	36
第4	医療救護体制の整備	38
第5	情報収集・提供等の体制整備	39
1	基本的考え方	39
2	警報等の通知に必要な準備	39
3	市町における警報の伝達に必要な準備	40
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	40
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	41
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	42
7	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	42
第6	研修及び訓練	43
1	研修	43
2	訓練	43
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	45
1	避難に関する基本的事項	45
2	救援に関する基本的事項	46
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	46
4	交通の確保に関する体制等の整備	47
5	避難施設の指定	48
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	49
第3章	要配慮者支援に関する平素からの備え	50
1	県の活動	50
2	市町の活動	50
3	社会福祉施設管理者の活動	51
第4章	生活関連等施設の把握等	52
第1	生活関連等施設の把握等	52
1	生活関連等施設の把握	52
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	53
3	市町における平素からの備え	54

第2章	県が管理する公共施設等における警戒	55
1	県が管理する公共施設	55
2	市町が管理する公共施設	55
第5章	物資及び資材の備蓄、整備	56
1	基本的考え方	56
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	56
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	57
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	57
第6章	国民保護に関する啓発	58
1	国民保護措置に関する啓発	58
2	武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発	58
3	市町における国民保護に関する啓発	58
第3編	武力攻撃事態等への対処	59
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	60
1	緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	61
2	国民保護対策本部に移行する場合の調整	63
3	市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	63
第2章	県対策本部の設置等	64
1	県対策本部の設置	64
2	通信の確保	69
第3章	関係機関相互の連携	70
1	国の対策本部との連携	70
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	71
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	73
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	73
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	74
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	74
7	県の行う応援等	75
8	ボランティア団体等に対する支援等	76
9	住民への協力要請	76
第4章	警報及び避難の指示等	78
第1章	警報の通知及び伝達	78
1	警報の通知等	78
2	市町長の警報伝達の基準	80

3	緊急通報の発令	80
第2	避難の指示等	82
1	避難措置の指示	82
2	避難の指示	83
3	避難に際しての留意点	85
4	県による避難住民の誘導の支援等	88
5	避難実施要領等	91
6	避難所等における安全確保等	94
7	避難住民復帰のための措置	94
第5	章 救援	95
1	救援の実施	95
2	関係機関との連携	98
3	救援の内容	98
4	医療活動等を実施する際の留意事項	102
5	救援の際の物資の売渡し要請等	103
第6	章 安否情報の収集・提供	105
1	安否情報の収集	105
2	総務大臣に対する報告	107
3	安否情報の照会に対する回答	107
4	日本赤十字社に対する協力	108
5	市町による安否情報の収集及び提供の基準	108
第7	章 武力攻撃災害への対処	109
第1	生活関連等施設の安全確保等	109
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	109
2	武力攻撃災害の兆候の通報	109
3	生活関連等施設の安全確保	110
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	112
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	113
第2	NBC攻撃による災害への対処等	114
1	NBC攻撃による災害への対処	114
第3	応急措置等	117
1	退避の指示	117
2	知事、市町長の事前措置	118
3	警戒区域の設定	119
4	応急公用負担等	119

5	消防に関する措置等	120
第8章	被災情報の収集及び報告	122
第9章	保健衛生の確保その他の措置	124
1	保健衛生の確保	124
2	廃棄物の処理	125
3	文化財の保護	126
第10章	国民生活の安定に関する措置	127
1	生活関連物資等の価格安定	127
2	避難住民等の生活安定等	129
3	生活基盤等の確保	130
第11章	交通規制	131
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	133
第4編	伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処	137
第1章	基本的考え方	138
1	武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方	138
第2章	平素からの備えや予防	140
1	原子力事業者の武力攻撃事態等への備え	140
2	伊方発電所の警備の強化等	140
3	愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催	140
4	武力攻撃原子力災害における環境モニタリング体制の強化	140
5	武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等	141
6	武力攻撃原子力災害に備えた啓発等	141
7	要員の安全確保に必要な資機材の強化	141
第3章	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	142
1	伊方発電所における武力攻撃の兆候の通報等	142
2	放射性物質等の放出等の通報等	142
3	現地対策本部の設置	143
4	原子炉の運転停止等の要請	143
5	武力攻撃原子力災害の公示の通知	143
第4章	武力攻撃原子力災害への対処等	144
1	放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等	145
2	応急措置の実施	145
3	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	145
4	武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達	145

5	武力攻撃原子力災害における住民の避難等	146
6	武力攻撃原子力災害における緊急時環境モニタリングの実施	146
7	武力攻撃原子力災害における被ばく医療の実施	147
8	飲料水・飲食物の摂取制限等	147
9	要員の安全の確保	147
10	事後対策の実施	148
第5編	復旧等	149
第1章	応急の復旧	150
1	基本的考え方	150
2	ライフライン施設の応急の復旧	151
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	151
第2章	武力攻撃災害の復旧	152
1	基本的考え方	152
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	153
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	153
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	153
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	154
4	市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	154
第6編	緊急対処事態への対処	155
第1章	対象とする緊急対処事態及びその対処	156
1	基本的考え方	156
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	156